



## 事業主の皆様へ 石川県及び県内全市町からのお知らせ

# 石川県内のすべての市町は、個人住民税の 特別徴収完全実施に取り組んでいます。

石川県内のすべての市町は、原則すべての事業主(給与支払者)の方を特別徴収義務者として指定しています。

事業主の方は、従業員(給与所得者)の方の個人住民税を特別徴収(給与から引き去り)していただくことになります。

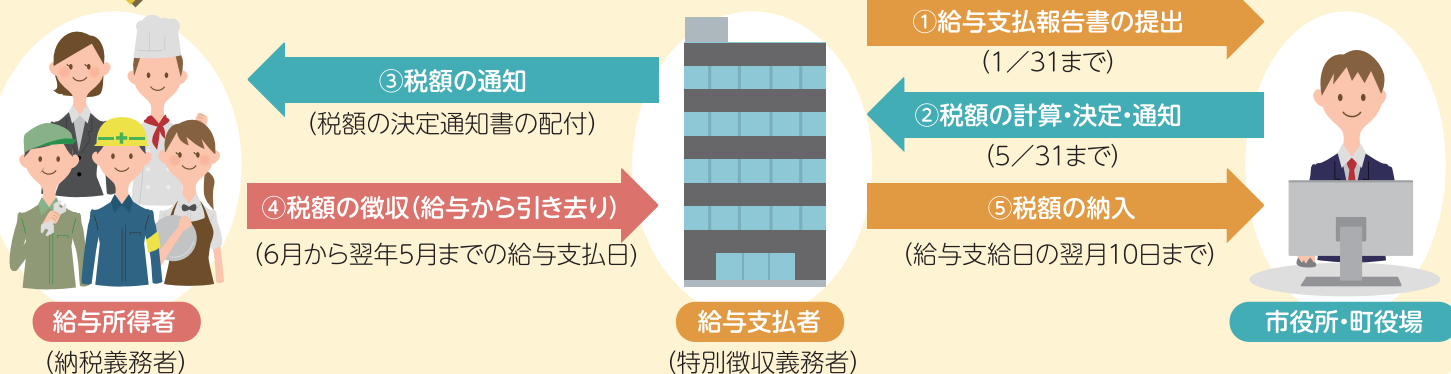
### 特別徴収制度とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主の方が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与から引き去り)し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

※ただし、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収が認められます。

- A 総従業員数が2人以下 (B～Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数)
- B 他の事業所で特別徴収をされている方 (乙欄適用者)
- C 給与が少額で特別徴収税額の引き去りができない方
- D 給与の支払が不定期な方 (例: 給与の支払が毎月ではない)
- E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- F 退職者・退職予定者 (5月末日まで) 及び休職者 (4月1日現在で給与の支払を受けていない休職者に限る)

### 特別徴収の流れ



詳しくは、従業員の住所地の市町にお問い合わせください(裏面参照)。

石川県・県内各市町



# 個人住民税の特別徴収 Q & A



**Q1** 「特別徴収」はしなければならないのですか。

**A1** 地方税法321条の4及び市町の条例により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。事業主の皆さまには、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いしております。

**Q2** 「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが、特別徴収をしなければならないのですか。

**A2** 個人住民税の特別徴収は、事業主の方が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整したりする手間はかかりません。

事業主の方は、市町から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収(給与から引き去り)し、翌月の10日までに、金融機関を通じて従業員の住所地の市町ごとに納めていただきます。

特別徴収にすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間が省けます。

毎月の給与から特別徴収(給与から引き去り)されることで、1回当たりの税負担額が少なくなります。(普通徴収では年4回払い、特別徴収では年12回払い)

従業員が常時10人未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度(給与からの引き去りは毎月実施)がありますので、該当する場合は、関係市町に御相談ください。

**Q3** アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。

**A3** 所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む)については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

**Q4** 個人住民税の特別徴収分は『キャッシュレス納付』できますか。

**A4** 地方税共同機構が運営する「eLTAX(エルタックス)」を利用することによりキャッシュレス納付が可能です。

各種納付方法については  
地方税共同機構ホームページをご覧ください。

地方税共同機構

検索

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



## 個人住民税の特別徴収の具体的な手続きに関する市町のお問合せ先

| 市町名     | 担当課     | 電話番号         | 市町名     | 担当課   | 電話番号         |
|---------|---------|--------------|---------|-------|--------------|
| 金 沢 市   | 市 民 税 課 | 076-220-2161 | 野 々 市 市 | 税 務 課 | 076-227-6036 |
| 七 尾 市   | 税 務 課   | 0767-53-8412 | 川 北 町   | 税 務 課 | 076-277-1120 |
| 小 松 市   | 税 務 課   | 0761-24-8030 | 津 幡 町   | 税 務 課 | 076-288-2123 |
| 輪 島 市   | 税 務 課   | 0768-23-1126 | 内 灘 町   | 税 務 課 | 076-286-6706 |
| 珠 洲 市   | 税 務 課   | 0768-82-7735 | 志 賀 町   | 税 務 課 | 0767-32-9142 |
| 加 賀 市   | 税 料 金 課 | 0761-72-7815 | 宝達志水町   | 税務住民課 | 0767-29-8150 |
| 羽 咋 市   | 税 務 課   | 0767-22-7130 | 中 能 登 町 | 税 務 課 | 0767-72-3136 |
| か ほ く 市 | 税 務 課   | 076-283-1114 | 穴 水 町   | 税 務 課 | 0768-52-3630 |
| 白 山 市   | 市 民 税 課 | 076-274-9514 | 能 登 町   | 税 務 課 | 0768-62-8518 |
| 能 美 市   | 税務債権課   | 0761-58-2206 |         |       |              |

※このチラシは、すでに特別徴収を行なっている事業主の方にも送付しております。